

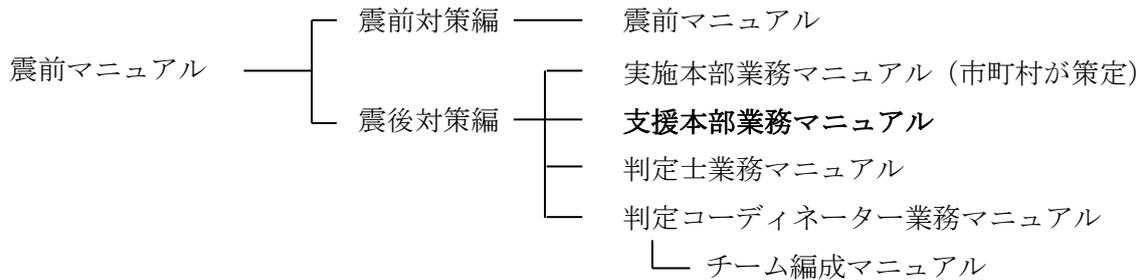
# 震 後 対 策 編

# 1. 支援本部業務マニュアル

## 第1 目的

このマニュアルは、市町村災害対策本部が実施する被災建築物応急危険度判定を支援するため、県に設置する被災建築物応急危険度判定支援本部（以下、「支援本部」という。）の業務について定めたものである。

《被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成》



## 第2 支援本部における業務

### 1. 支援本部の設置

- (1) 県は、熊本県被災建築物応急危険度判定要項第4第2項に基づく地震が発生した場合、支援本部を建築課に設置する。
- (2) 県は、支援本部長に建築課長をあて、支援本部員に建築課職員をあてる。
- (3) 支援本部長は、実施本部及び支援本部を設置した場合、実施本部に隣接する市町村、広域支援本部となるブロック幹事県、国土交通省住宅局建築指導課及び建築関係団体に対し、その旨を連絡する。（P52参照）
- (4) 支援本部の業務は次のとおりとする。
  - ① 地震発生時の情報収集
  - ② 実施本部（市町村）からの支援要請に基づく支援本部の設置
  - ③ 支援実施計画の作成
  - ④ 支援の実施
  - ⑤ 実施本部（市町村）の解散による支援本部の解散
- (5) 被災規模が甚大であることなどにより、市町村が実施本部の事務を十分に執行できない場合、県は市町村に対し、実施本部の設置に必要な以下の支援を行う。
  - ① 市町村が最低限実施すべき事項を具体的に明示し、その準備を促す。
  - ② 当該市町村が措置できない事項の支援を行う。
- (6) 支援本部長は、被害を受けている建築物の数が多いために支援本部員だけでは支援本部の運営が困難であると判断した場合、ブロック幹事県、応援協定が締結された都道府県等に対し、支援本部の業務にあたる職員の派遣を要請する。
- (7) 実施本部から実施本部員や判定コーディネーターの派遣に関する支援要請を受けた

場合、支援本部は、実施本部を設置した市町村を所管する広域本部及び実施本部以外の市町村に対し、応援職員の派遣を要請する。不足する場合はブロック幹事県へ支援を要請する。

- (8) 支援本部長は、必要に応じて、後方支援班を支援本部内に設置し、実施本部の後方支援班の業務を支援本部員に代行させることができる。

## 2. 支援本部の体制

- (1) 支援本部は総務・情報連絡担当、支援担当、対策担当により構成する。

担 当	業 務 内 容
総務・情報連絡 担当	住民対応、報道機関対応、実施記録の作成、 実施本部、都道府県、国土交通省との連絡調整
支援担当	判定士機材・食事・宿泊・輸送の手配、応援判定士名簿作成、 保険対応
対策担当	支援実施計画の作成・調整、判定結果とりまとめ

## 3. 被害状況の把握

- (1) 支援本部は次の方法等により被害状況に関する情報を収集する。

- ① 市町村への照会
- ② 県出先機関への照会
- ③ 県防災対策所管課への照会
- ④ 国土交通省からの情報
- ⑤ テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報の聴取
- ⑥ 建築関係団体への照会
- ⑦ その他

## 4. 判定実施の有無の連絡

支援本部長は、実施本部からの判定実施の有無の連絡があり次第、近隣市町村、ブロック幹事県、国土交通省及び建築関係団体へ連絡を行う。

## 5. 判定支援計画の作成

- (1) 支援本部は、あらかじめ作成している震前支援計画を参考に、判定支援計画を作成する。また、広域支援を必要とする場合は、ブロック幹事県と調整のうえ、判定広域支援計画を作成する。
- (2) 支援本部は実施本部からの実績状況報告に応じ、適宜判定支援計画及び判定広域支援計画の見直しを行う。
- (3) 支援本部は、判定支援計画及び判定広域支援計画の作成または変更を行ったときは、実施本部、ブロック幹事県に報告する。

## 6. 支援実施計画の内容

- (1) 支援実施計画は被災市町村ごとに以下の内容について作成する。

- ① 応援判定士等の派遣人数・派遣期間
- ② 応援判定士等の派遣場所
- ③ 応援判定士の派遣要請先
- ④ 判定士機材の提供

#### 7. 支援本部による支援要請

(1) 支援本部長は、支援に必要な以下の事項について、あらかじめ定める緊急連絡網等を通じ、県内の応援市町村に対し、支援を要請する。

- ① 応援判定士及び応援判定コーディネーターの派遣
- ② 実施本部の業務にあたる実施本部員の派遣
- ③ 判定士機材の提供
- ④ 判定士の災害補償への対応
- ⑤ 実施本部または判定拠点までの輸送手段の用意
- ⑥ その他

(2) 支援本部は、県及び応援市町村だけでは、実施本部から要請を受けている支援が実現できないと判断した場合、ブロック幹事県に対し、前項①から⑥までに掲げる事項について支援を要請する。

(3) 支援本部は判定支援計画の見直しにより支援規模の縮小等があった時は、必要に応じて支援要請の終了をブロック幹事県に通知する。

#### 8. 支援本部による応援判定士等の派遣及び帰還

(1) 実施本部から支援本部へ応援判定士等の要請があった場合、以下により判定士等へ要請を行う。

- ① 行政職員判定士への要請
- ② ①においても判定士が不足する場合、建築関係団体（建築士会、建築事務所協会、建築協会）への要請
- ③ ②においても判定士が不足する場合、建築関係団体に所属しない判定士への要請。
- ④ ③までにおいても判定士が不足する場合には、ブロック幹事県へ要請を行う。

(2) 支援本部は、以下により応援判定士等を派遣する。

- ① 参集した応援判定士等の名簿を作成する。
- ② 必要に応じて、参集した応援判定士等に判定士機材等を配布する。
- ③ 県外応援判定士等（支援都道府県からの報告）、県内応援判定士等（支援市町村、建築関係団体からの報告）について、名簿の内容に応じて民間判定士等保証制度等の手続きを行う。
- ④ 用意した輸送手段により、応援判定士等を実施本部や判定拠点へ派遣・移送する。

(3) 支援本部が派遣した応援判定士等は以下により帰還させる。

- ① 帰還した応援判定士の受付
- ② 使用した判定士機材の回収

## 9. 支援本部業務の終了

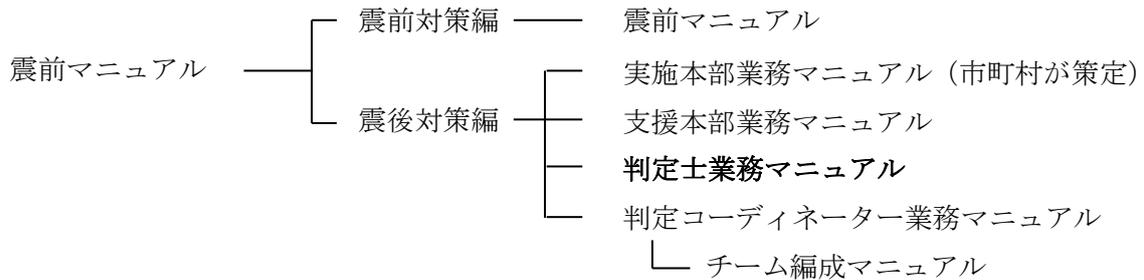
- (1) 支援本部は以下の業務が完了した時点をもって終了とする。
  - ① 支援の実施
  - ② 判定結果の集計、資料整理
  - ③ 判定結果の防災関係部局への報告
- (2) 支援本部長は、支援業務終了後、判定結果及び支援支部等を解散する旨を防災関係部局に報告し、支援本部を解散する。

## 2. 判定士業務マニュアル

## 第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物の危険度の判定を行う被災建築物応急危険度判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に行い、余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

《被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成》



## 第2 判定士業務

### 第1. 判定業務の心得

- (1) 応急危険度判定士は、原則として県の要請により判定業務に従事する。  
ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず県の指示に従い行動する。
- (2) 応急危険度判定士は、県が定めた業務マニュアルを遵守し迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

### 第2. 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部のもと以下の組織に編成される。

- (1) チーム  
被災地で実際に判定を実施する最小単位。原則判定士2名で構成する。
- (2) 班  
複数のチームで構成するグループ。最大で10チームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長が統括し、副班長は班長を補佐する。
- (3) 判定コーディネーター  
実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体に属する者。判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

### 第3. 応急危険度判定士の参集行動基準

#### 1 県内判定士の行動基準

■判定実施場所が熊本県内の場合、県内判定士は次のように行動する。

- (1) 県の支援要請に基づき、所属の建築関係団体から参集要請の連絡を受けた民間判定

士は、参集日時、判定従事期間及び参集場所の確認を行う。

なお、行政職員判定士は県支援本部から連絡をおこなう。

- (2) 判定士は、指定された参集日時、参集場所に指定された方法により移動する。
- (3) 判定士は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
- (4) 判定士は、判定コーディネーターから以下の内容の説明を受ける。
  - ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
  - ② 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
  - ③ 判定作業区域及び判定方法
  - ④ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
  - ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意
- (5) 判定士は、家族及び勤務先等に対して、必要に応じて行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。
- (6) 判定士は、参集場所到着後は実施本部の指揮下にはいる。

■判定実施場所が他の都道府県内の場合、県内判定士は以下のように行動する。

- (1) 県の支援要請に基づき、所属の建築関係団体から参集要請の連絡を受けた民間判定士は、参集日時、判定従事期間及び参集場所の確認を行う。

なお、行政職員判定士については、県建築課から連絡を行う。
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうかは、家族、勤務先ともよく相談し決定する。
- (3) 判定士は、参加場所に到着後は被災都道府県の指揮下にはいり、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告を行う。
- (4) 判定士は、家族、勤務先等に対して、必要に応じて行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。
- (5) 判定士は、判定コーディネーターから以下の内容の説明を受ける。
  - ① 被災地の状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
  - ② 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
  - ③ 判定作業区域及び判定方法
  - ④ 出発時間、現地への移動手段、現地における参集時間、参集場所
  - ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意

#### 第4 持参する判定資機材等

判定士は、実施本部、支援本部等で準備する判定資機材とは別に、判定作業に必要なとなる判定資機材等を持参すること。

#### 第5 応急危険度判定の実施

- (1) 判定作業は、実施本部又は判定コーディネーターが各班長に指示し、各班長が各判

定士に判定コーディネーターの指示内容を伝え実施する。

- (2) 判定士は必ず判定終了時間、参集時間遅参の場合の対応を確認しておく。
- (3) 判定地区への移動は、実施本部又は判定拠点で用意した又は指定された輸送手段により移動する。
- (4) 判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別できるようにする。
- (5) 判定作業は、原則として2人1組で行う。(災害拠点施設等の判定を除く)
- (6) 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所には近づかない等、無理な行動はしない。
- (7) 緊急事態(余震その他の災害が発生した時の障害等)、判定における疑問等については、班長を通じ携帯電話等で実施本部又は判定拠点と連絡を行い、判定コーディネーターの指示をあおぐ。
- (8) 判定作業は、迅速かつ誠実にいき被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。
- (9) 判定結果については、判定根拠を随時建物ごとに記録する。
- (10) 判定作業終了後は、実施本部又は判定拠点に戻り、班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。また、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。
- (11) 班長は、各判定士から判定結果等の報告受け次第判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに集計結果の報告を行う。また、判定結果の中で特に注意を必要と報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。

## 第6 判定結果の表示

各建物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入り口等見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼り、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記すること。

## 第7 住民対応及びマスコミ対応

- (1) 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のパフレット等を持参し、必要に応じて配布する。また、不審な人物、車両等との思い違いを防ぐため、腕章、車両表示をフロントなどの分かりやすい箇所に表示すること。
- (2) 所有者(又は居住者等)が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、特に、判定結果が「危険」、「要注意」の建物については、そのステッカーの意味(内容)を適切かつ丁寧に説明すること。  
また、説明の際には、判定活動の目的が「余震等による建物の倒壊、部材の落下等の危険性を情報提供して二次災害を防止し、住民の安全確保を図ること」である旨的確に説明すること。
- (3) 現地で判定以外の業務を求められたら、丁寧に断り速やかにその場を離れる。

- (4) 判定に際して、所有者（又は居住者等）の理解を得られなかった場合、判定ステッカーを無理に貼らずに、調査表にその旨の記録のみ残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）
- (5) マスコミ等との対応方法については、原則として「実施本部にお願いします。」とし、丁寧に断ること。

[参 考]

○所有者（又は居住者等）との質疑応答の例

（緑の表示で）「この建物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか？」と聞かれた場合。

（答え）建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用してください。

また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理してください。

何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話してください。

（黄の表示で）「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすれば良いのですか？」と聞かれた場合。

（答え）（技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し）建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容に従って、十分注意してください。

（特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。）

〇〇（町）の〇〇（体育館）を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

（赤の表示で）「危険とはどういう意味ですか。私はどうすれば良いのですか？」と聞かれた場合。

（答え）建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになることは危険です。

是非、判定実施本部（実施本部からの指示先）にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。

〇〇（町）の〇〇（体育館）を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

住民から「何をしているか？」との問い合わせがあった場合。

（答え）（応急危険度判定士登録証を提示し又は判定に係わるパンフレット等を渡しながら）私たちは、〇〇市（町村）の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建物の安全性（危険性）を判定しているところです。

従って、建物の「全壊」、「半壊」といったような「り災証明書」の発行のための調査ではありません。

## 被災後建築物に対する判定種別概要

### ① 被災建築物応急危険度判定（地震直後できるだけ早急に実施）

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難した方がよいかなどを判定するために行う調査です。

### ② 被災度区分判定（地震後、建築物の復旧対策検討のために実施）

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは、建築物を使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたらよいか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定する調査です。

窓口は市町村となるのが一般的ですが、応急危険度判定実施期間においては、窓口が設置されていない可能性が高いです。（任意の判定となるため有料となる場合があります。）

### ③ 被災証明のための被害認定調査

（地震後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

被災証明は、被災者生活再建支援法による被災者への各種支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市町村長が証明するものです。被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度を明らかにします。

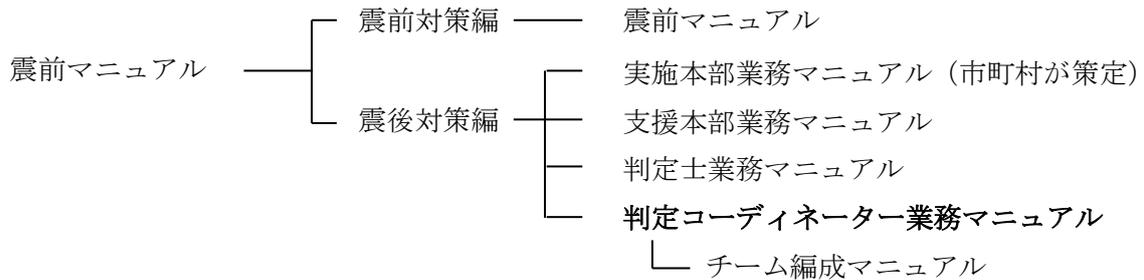
窓口は市町村となり、応急危険度判定から少し遅れて実施されることが多いようです。

### 3. 判定コーディネーター 業務マニュアル

## 第1 目的

このマニュアルは、市町村災害対策本部内に設置される実施本部及び判定拠点において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う判定コーディネーターの業務について定めたものである。

《被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成》



## 第2 判定コーディネーター業務

### 第1 判定コーディネーターの業務

- ① 判定実施の準備
- ② 判定士の受け入れ準備、判定士の受付
- ③ 判定実施チーム及び班の編成
- ④ 判定士機材等の配付
- ⑤ 判定士に対する判定作業の説明
- ⑥ 判定士の健康状況の把握
- ⑦ 判定業務の開始
- ⑧ 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

### 第2 判定実施の準備

- (1) 判定コーディネーターは、実施本部が策定した判定実施計画に基づき、実施本部員と協力して、判定業務に必要な資料の作成及び判定実施区域を班ごとに配分するとともに、チームごとの区域を設定する等の準備を行う。
- (2) 判定コーディネーターは、判定実施計画に基づき判定開始日の前日までに、判定資機材等の確保を行う。

・実施本部及び支援本部で準備するもの	(予備として準備しておくもの)
判定調査表	判定マニュアル
判定ステッカー	下げ振り
地図 (ゼンリン等)	ハンマー
クラックスケール	
ガムテープ	

腕章  
 制度説明用パンフレット  
 ヘルメットシール  
 筆記用具（黒太ペン、各色蛍光ペン）  
 バインダー（台紙）

(3) 判定コーディネーターは、判定士の担当地区までの移動手段とするために、実施本部員と協力して自転車やバイク等を確保するものとする。

### 第3 判定士の受付

判定コーディネーターは、支援本部で作成した名簿をもとに、判定士の受付を行う。  
 なお、受付にあたっては、判定資機材の持参状況を確認する。

受付にあたっては受付内容がそのまま補償制度に活用されることに十分に留意し、必ず受付をおこなってもらうこと。

### 第4 判定実施チーム及び班の編成

判定コーディネーターは、チーム編成マニュアルに基づき、判定チーム及び班の編成を行い、班ごとに班長・副班長を任命する。

### 第5 判定資機材等の配布

判定コーディネーターは、必要な判定資機材等を班長、副班長を通じて各判定チームに配布を行う。

※1 チーム（2名）に渡す資材の目安（15棟/日×2日分を基本として渡す）

判定調査表（W造）	30枚	クラックスケール	1つ
判定調査表（RC造）	5枚	下げ振り	1つ
判定調査表（S造）	5枚	バインダー（台紙）	1つ
判定ステッカー（赤：危険）	10枚	ガムテープ	1つ
判定ステッカー（黄：要注意）	10枚	ハンマー	1つ
判定ステッカー（緑：調査済）	20枚	腕章	各自
地図（ゼンリン等）	1枚	判定マニュアル	各自
制度説明用パンフレット	20枚	ヘルメットシール	各自
		筆記用具	各自

そのほか連絡手段として携帯番号を必ず把握する。

判定調査票、ステッカーは判定区域に応じ配布枚数の調整を行い、1日目が終わった時点で判定表、ステッカー、パンフレット等の追加配布を行う。

下げ振り、バインダー、ガムテープ、ハンマー等は不足する可能性が高いため、判定士にできる限り持参をお願いする。

判定ステッカーに記載した内容を見やすくするため、筆記具には必ず黒太ペンを準備する。

## 第6 判定作業の説明

判定コーディネーターは、班長・副班長に対して以下の内容の説明を行い、班長・副班長は判定士に対して同様の説明を行う。

- ① 判定作業区域
- ② 判定実施方法（判定調査表等）
- ③ 被災地の状況（危険区域、火災発生地区、救助活動区域等）
- ④ 出発時間、担当街区への移動手段、集合時間、集合場所
- ⑤ 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ⑥ 判定作業中の危険防止についての注意
- ⑦ 定時の連絡方法
- ⑧ その他

## 第7 判定業務の開始

判定コーディネーターは、実施本部長の指示により、各班長に対して担当地区に移動し、判定業務に従事するよう指示する。

## 第8 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

- 1 判定コーディネーターは、班長・副班長から班毎に集計した判定結果の報告を受け、判定業務当日分の判定結果を取りまとめて実施本部に報告する。
- 2 判定コーディネーターは、判定結果の報告の中で、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について、班長・副班長から聴取した内容に基づき、実施本部員と協議のうえ、現地を再調査するなど実施本部長の指示を受ける。

## 第9 業務の終了

判定コーディネーターの業務は、実施本部解散を持って終了とする。

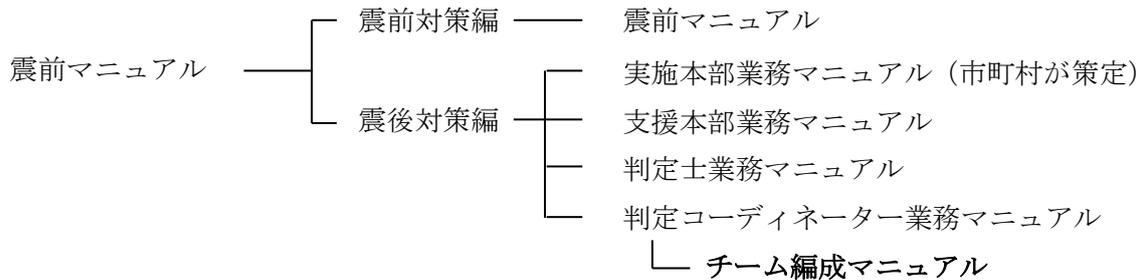
## 4. チーム編成

### 業務マニュアル

## 第1 目的

このマニュアルは、市町村災害対策本部内に設置される実施本部及び判定拠点若しくは支援本部内における判定コーディネーターの業務のうち、チーム編成に係る部分について定めたものである。

《被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成》



## 第2 チーム編成業務

### 第1 判定士の組織編成

判定コーディネーターは、チーム及び班の編成を行う。

#### (1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位で、原則2名の判定士で構成される。

#### (2) 班

複数のチームで構成するグループで、最大10チームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長が統括し、副班長は班長を補佐する。

#### (3) 判定コーディネーター

実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定実施のために判定士の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大50チームを統括する。

### 第2 チーム編成の実務

判定コーディネーターは、実施本部において策定した判定実施計画及び受付台帳により、以下の事項を確認して判定士を2名ごとのペアとする。

- ① 活動可能日
- ② 年齢
- ③ 被災地の地理に関する知識の有無
- ④ 判定経験の有無
- ⑤ 専門分野（建築士免許の種類等）
- ⑥ その他、判定士の申し出事項

※災害拠点施設等の判定を行う判定士については3名ごととし、上記を考慮した上で、

構造を専門とする建築士を判定にあてる。

### **第3 班編成の実務**

判定コーディネーターは、各チームの特性及び判定地域や判定建物等の特性を考慮し最大10チームを1班とし、班長、副班長を任命する。

災害拠点施設等の判定を行うチームについては、別班とし、判定コーディネーターも別のものとするのが望ましい。

### **第4 チームの再編成**

- 1 判定コーディネーターは、判定実施計画等の変更により現状のチーム編成では支障が生じる場合は速やかにチームの再編成を行う。
- 2 班長は、その班に属するチームの状況を常に把握し、現状のチーム編成が判定活動に支障等を及ぼすと判断される場合は、判定コーディネーターに再編成を具申する。

## 5. 用語

本マニュアルにおいて下記の用語を次のとおり定義する。

《ア行》

○応援市区町村

被災した市区町村へ支援を行う市区町村を略して「応援市区町村」という。

被災した都道府県内で被害がなかった市区町村において、都道府県（支援本部）からの支援要請により判定士、判定コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う市区町村または、事前の災害協定等により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う市区町村をいう。

○応援都道府県

被災した都道府県への支援を行う都道府県を略して、「応援都道府県」という。

被災地の都道府県（支援本部）または、国土交通省からの支援要請により判定士、コーディネーターの派遣及び判定資機材の支援を行う都道府県または、事前の災害協定により支援要請がなくても判定士、判定コーディネーター及び判定資機材の支援を行う都道府県をいう。

○応援行政職員

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県の行政職員で、実施本部員又は判定コーディネーター等として従事する。

○応援判定士

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定士をいう。

○応援判定コーディネーター

実施本部が設置された市区町村以外の市区町村、及び他都道府県に在住する判定コーディネーターをいう。

○応援判定士等

応援判定士及び応援判定コーディネーターを総称して「応援判定士等」という。

○応援本部（震後）

広域支援本部以外で、被災を受けた都道府県に対し支援を行う都道府県をいう。

《カ行》

○各地方整備局等

国土交通省の以下の地方支分部局を総称して「各地方整備局等」という。

北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局、沖縄総合事務所  
都道府県、市区町村の職員をいい、保険加入のために民間判定士と区分するために考慮している。

○広域支援本部

被災建築物応急危険度判定広域支援本部を略して「広域支援本部」という。  
支援本部からの要請によりブロック幹事県に設置され、ブロック協議会内の被災していない都道府県の支援の取りまとめを行う。

○広域支援本部長

被災建築物応急危険度判定広域支援本部長を略して「広域支援本部長」という。  
広域支援本部が設置されたときに、ブロック幹事県の判定所管課長をあてる。

《サ行》

○災害対策本部長等

市区町村災害対策本部長等を略して単に「災害対策本部長等」という。

「災害対策本部長等」とは、市区町村における災害対策本部長及び災害対策本部が設置されるまでの間における市区町村長をいう。

○全国支援本部

複数の県で甚大な被害が発生するなど、1つのブロックだけでは対応できない場合に全国的な支援のため国土交通省に設置される「応急危険度判定全国支援本部」の略。

○応援都道府県等

応援市区町村及び応援都道府県を総称して「応援都道府県等」という。

○支援本部

被災建築物応急危険度判定支援本部を略して単に「支援本部」という。

「支援本部」とは、判定の実施を支援するために、都道府県に設置される本部をいう。

○支援本部長

被災建築物応急危険度判定支援本部長を略して単に「支援本部長」という。

「支援本部長」とは、判定の実施を支援するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に支援本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。

○実施本部

被災建築物応急危険度判定実施本部を略して単に「実施本部」という。

「実施本部」とは、市区町村災害対策本部の下に組織される判定を実施するために市区町村に設けられる判定を行うための実施本部をいう。

○実施本部員

実施本部において、実施本部の業務を行う行政職員をいう。体制は、業務分ごとに班で対応し、判定実施計画等の業務を受け持つ判定計画班、判定士等の名簿作成・連絡調整及び判定結果等の関係を受け持つ判定支援班及び判定士の宿泊・食事・移動手段、資機材関係の資料作成等の業務を受け持つ後方支援班の3班体制が考えられる。(全国協議会実施本部業務マニュアル第3解説参照)

○実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長を略して単に「実施本部長」という。

「実施本部長」とは、判定を実施するため、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した場合に実施本部を立ち上げ、判定主管課長をあてる。

○実施本部等

実施本部及び判定拠点を総称して「実施本部等」という。

○地元判定士

実施本部が設置された市区町村に在住・在勤する判定士をいう。

○地元判定士等

地元判定士及び地元判定コーディネーターを総称して「地元判定士等」という。

○全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会を略して単に「全国協議会」という。

「全国協議会」とは、大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定の実施をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要があり、これらの中心的な担い手として国土交通省及び都道府県、建築関係団体が発起人となり、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって平成8年4月5日に設立された。

○全国要綱

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた被災建築物応急危険度判定要綱を略して単に「全国要綱」という。

「全国要綱」とは、平成7年3月29日建設省住防発第10号の通達を実施するために、全国協議会が中心となり策定された。

《タ行》

○地域防災計画等

地域防災計画、あるいは震災予防条例等をいう。

○チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

○チーム編成業務マニュアル

判定コーディネーターが、チーム及び班編成を行う際の業務について作成されたマニュアル

○都道府県・市区町村災害対策本部

災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第23条第1項に基づき設置されたものをいう。

《ハ行》

○班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コー

ディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

○班長、副班長

班長とは班の代表者、副班長とは班長の補助あるいは代理を行う副代表者。

○判定

被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。

○判定拠点

被災建築物応急危険度判定の判定拠点を略して単に「判定拠点」という。

「判定拠点」とは、被災地での情報収集及び判定実施のために被災地あるいはその周辺に設置する判定の拠点をいう。

○判定コーディネーター

被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」という。

「判定コーディネーター」とは、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

○判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーターの業務について定めたマニュアル

○判定士

被災建築物応急危険度判定士を略して単に「判定士」という。

「判定士」とは、判定を実施するために、都道府県より認定された者をいう。

○判定士等

判定士、判定コーディネーターを総称して判定士等という。

○判定資機材

別紙「標準判定資機材一覧表」に定められた判定に使用する資機材。

○判定実施

被災建築物応急危険度判定の実施を略して単に「判定実施」という。

「判定実施」とは、実施本部により決定され、被災建築物の判定を実施することをいう。

○判定実施オペレーションタイプ

実施本部が、判定実施にあたり災害規模に応じ、判定実施区域の状況、動員可能となる判定士、判定コーディネーターの数、判定実施期間等を考慮の上決定する判定方法。オペレーションタイプは、タイプAとタイプBとがある。

○判定実施計画

実施本部長が策定する被災市区町村における判定実施の計画。

※参照：実施本部業務マニュアル第5

○被災宅地危険度判定

宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

#### ○被災宅地判定実施本部

宅地危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

#### ○被災度区分判定

被災度区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位毎に5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。

当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

#### ○ブロック協議会

地震による大規模災害時の広域的支援に備え、地域毎に設立された広域被災建築物応急危険度判定協議会をいう。

#### ○ブロック幹事県

支援本部だけでは対応できずブロック協議会内の他の都道府県の支援が必要となった場合に、ブロック協議会の窓口として取りまとめを行う都道府県をいう。

各ブロック協議会により、代表幹事や応援主幹などと呼んでいる。

#### ○本マニュアル

被災建築物応急危険度判定業務マニュアルを略して単に「本マニュアル」という。

「本マニュアル」は、全国要綱により各都道府県が策定することが定められた、被災建築物の判定を実施するために策定されたマニュアルである。本マニュアルを参考として、各都道府県においてその実情に合わせた各マニュアルが策定されることを前提として策定されている。

本マニュアルは、以下により構成される。

### 《マ行》

#### ○民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県が判定士又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

#### ○民間判定士等補償制度

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者を対象とした補償制度を、全国協議会が平成10年7月1日から創設した。

#### ○民間判定士等補償要領

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」の略

### 《ラ行》

#### ○り災証明

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による

被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市区町村長が証明するもの。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするもの。

《その他》

○この業務マニュアルに定めのないものは、“被災建築物応急危険度判定マニュアル”の定めるところ、あるいは、他の業務マニュアルの定めるところによる。